

「かぎんビジネスポータル」ご利用規定

2025年4月21日より適用

《共通利用編》

第 1 条 かぎんビジネスポータル

1. サービスの内容

かぎんビジネスポータル(以下、「本サービス」といいます。)とは、パーソナルコンピュータ等のインターネットに接続可能な端末機(以下、「端末」といいます。)を操作し、データを送受信する方法等により、以下の基本サービスを利用できる鹿児島銀行(以下、「当行」といいます。)のサービスをいいます。

【基本サービス】

基本サービスの内容は以下のとおりです。

- (1) 当行預金口座照会
- (2) 他行預金口座照会
- (3) 電子交付
- (4) 電子申請
- (5) メッセージ・鹿銀からのお知らせ
- (6) 関連サービス

2. 関係規定の適用・準用

本規定に定めのない事項については、当行が別途定める「かぎんFB-Webサービスご利用規定」(以下、「法人IB規定」といいます。)、各種預金規定、当座勘定規定、その他関係する規定等により取り扱います。

3. サービス内容の詳細

本サービスの詳細につきましては、本サービスのホームページ等に掲載いたしますので、内容をよくご確認のうえご利用ください。

4. 本サービスの利用

- (1) 本サービスの利用者(以下、「利用者」といいます。)は「かぎんFB-Webサービス」(以下、「法人IB」といいます。)の契約者として、法人IBの利用申込については、法人IB規定により取り扱います。
- (2) 本サービスを利用する場合は、本規定および関係する規定等の内容を十分に理解し、それらが適用されることを承諾したものとします。

5. 本サービスの管理者

- (1) 本サービスの管理者は法人IBの管理者(以下、「管理者」といいます。)とします。
- (2) 前号の管理者は、利用者が利用可能な取引を登録することとします。

6. 使用端末

利用者は、本サービスの利用に際して使用できる端末および回線等の利用環境について、利用者の負担および責任において準備するものとし、本サービスの利用に適した状態および環境に設定し維持するものとします。

7. 取扱日および利用時間帯

本サービスの取扱日および利用時間帯は、当行所定の日および時間帯とします。

第 2 条 サービス利用料

1. 本サービスの利用にあたって利用料は発生しませんが、法人IBの利用手数料が別途必要となる場合があります。
2. 法人IBの利用手数料については、法人IB規定等により取り扱います。
3. 本サービスを利用するにあたり必要となる通信料金、インターネット接続料金、コンピュータその他機器等については、利用者が負担するものとします。

第 3 条 本人確認

1. 本人確認手段

本人確認手段については、法人IB規定により取り扱います。

2. 管理者の本人確認

管理者の本人確認については、法人IB規定により取り扱います。

3. 利用者の本人確認

利用者の本人確認については、法人IB規定により取り扱います。

4. 電子証明書の取扱い

電子証明書の取扱いについては、法人IB規定により取り扱います。

第 4 条 電子メール

本サービスにおける電子メールの登録・利用等については、法人IB規定により取り扱います。

第 5 条 免責事項

免責事項については、法人IB規定により取り扱います。

第 6 条 補償

補償については、法人IB規定により取り扱います。

第 7 条 海外からの利用

本サービスは、原則として国内からのご利用に限るものとし、利用者は海外からのご利用については各国の法律・制度・通信事情等によりご利用いただけない場合があることに同意するものとします。

第 8 条 通知手段

利用者は、当行からの通知・確認・ご案内等の手段として当行ホームページへの掲示および第4条の電子メールが利用されることに同意します。

第 9 条 サービスの休止

1. 当行はシステムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、サービスの休止時期および内容について第8条の通知手段によりお知らせのうえ、本サービスを一時停止または中止することができるものとします。
2. ただし、本条第1項の規定にかかわらず緊急かつやむを得ない場合に限り、当行は利用者へ事前に通知することなく本サービスを一時停止または中止できるものとします。この場合は、この休止の時期および内容について第8条の通知手段により後ほどお知らせします。

第 10 条 サービスの廃止

当行は、廃止内容を第8条の通知手段によりお知らせのうえ、本サービスで実施しているサービスの全部または一部を廃止することができるものとします。なお、サービスの全部または一部廃止時には、本規定を変更する場合があります。

第 11 条 規定の変更

1. 本規定の各条項その他の条件は、本サービスの内容を変更する場合または金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第 12 条 追加取引メニューの利用

本サービスに今後追加される取引メニューのうち一部取引メニューについては、利用者は新たな申込みなしに利用できるものとします。

第 13 条 届出事項の変更等

届出事項の変更等については、法人 I B 規定により取扱います。

第 14 条 解約等

1. 法人 I B が解約された場合、本サービスは終了となります。
2. 前項のほか、解約等については、法人 I B 規定により取り扱います。

第 15 条 譲渡・質入れ等の禁止

当行の承諾なしに本サービスに基づく利用者の権利の譲渡、質入れをすることはできません。

第 16 条 利用期間

本サービスの利用期間については、法人 I B 規定の契約期間により取り扱います。

第 17 条 合意管轄

本サービス利用に関する訴訟については、当行本店または取りまとめ店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

《当行預金口座照会編》

第 18 条 当行預金口座照会

1. 利用者が指定した当行本支店の利用者名義の口座の残高・入出金明細等の照会を行う取引をいいます。
2. 管理者または利用者からの照会を受けて既に当行から回答した内容について、その後当行が変更または取消を行った場合には、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

《他行預金口座照会編》

第 19 条 他行預金口座照会

1. 利用者が、あらかじめマネーツリー株式会社（以下、「MT 社」といいます。）が提供する「Moneytree ID」に新規登録をすることで、認証情報を利用し、当行以外の金融機関（以下、「提携金融機関」といい、MT 社が認めた金融機関に限ります。）の預金口座・預金口座残高・入出金明細等の情報を本サービスの画面上に表示させることができるサービスをいいます。
2. 前項の機能の利用にあたっては、以下の全ての条件を満たす必要があります。
 - (1) 法人 I B の契約があること。
 - (2) MT 社の提供する「Moneytree ID」に新規登録し、MT 社が定める利用規約等に同意していること。
 - (3) 提携金融機関が定める利用要件を満たしていること。
3. 利用者等の本サービスの画面上に表示される預金口座番号・預金口座残高・取引明細等の口座情報は、「Moneytree LINK」に表示されるものと同一であり、必ずしも最新かつ全ての情報を含むものとは限りません。また、「Moneytree LINK」のご利用により生じた損害について、当行では一切責任を負いません。
4. 当行は、本サービスと連携された利用者等の情報（利用者等が取引している提携金融機関の預金口座番号・預金口座残高・取引明細等の口座情報）について MT 社から提供を受け、当行の個人情報保護方針に則って利用、管理いたします。

※「Moneytree」および「Moneytree LINK」はマネーツリー株式会社の登録商標です。

《電子交付編》

第 20 条 電子交付

1. 電子交付とは、当行が定める対象書類について、本サービス上で電磁的に交付するサービスをいいます。
2. 電子交付サービスを利用するにあたって、別途、対象書類について窓口でのご契約が必要となる場合があります。

3. 電子交付サービスの対象書類は、当行ホームページに掲げる書類とします。なお、法人 I B のご契約内容により電子交付の対象とならない場合があります。また、当行は対象書類を変更する場合等があります。

4. 対象書類は、当行が定めた期間において閲覧できます。

5. 電子交付の方法は、対象書類の記載事項を PDF 形式のファイルで記録して、利用者の画面上で閲覧に供します。なお、契約書類を閲覧するためには、使用するパソコン等に PDF 閲覧ソフトが必要になります。

6. 対象書類については、利用者のプリンター等で印刷すること、利用者のパソコン等に PDF 形式のファイルを保存することも可能です。

7. 対象書類が新しく電子交付された場合は、その都度、登録アドレスに通知します。

《電子申請編》

第 21 条 電子申請

1. 電子申請とは、当行所定の申込書、依頼書、届出書、その他の書類（以下、「WEB 申込書」といいます。）について、本サービスを通じて電磁的方法により当行に提出するサービスをいいます。
2. 電子申請の対象書類は、当行ホームページに掲げる書類とします。なお、当行は、利用者に事前に通知することなく、対象書類の追加・変更・削除等を行うことができるものとします。
3. 電子申請により申込等を行う商品・サービスに規定・規約等が定められている場合は、当該規定・規約等の承諾が必要となります。
4. 電子申請による申込等は、当行所定の手続が完了した時点でその効力が発生するものとします。なお、当行は当該申込等の全部または一部を承諾せず、その効力を発生させないことができるものとします。
5. 当行所定の手続により作成・提出された WEB 申込書について、当行は正当な権限者により有効に作成・提出がされたものとみなして取り扱います。この場合、利用者は、当該 WEB 申込書にもとづき行われた一切の取引についてその責任を負うものとし、これによって生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。

《メッセージ・鹿銀からのお知らせ編》

第 22 条 メッセージ・鹿銀からのお知らせ

1. メッセージ・鹿銀からのお知らせとは、本サービス画面上に表示する「メッセージ」、「鹿銀からのお知らせ」（以下、「お知らせ機能」といいます。）による通知をいいます。
2. 当行は当行から利用者への本サービスにかかる通知やその他の連絡を、当行が別途指定した場合を除き、メッセージにより行います。
3. 当行は、当行が提供する商品・サービス・キャンペーン等を含む情報提供をお知らせ機能により行います。
4. お知らせ機能により通知する情報には、当行以外の外部のインターネットサイトへのリンクを行う場合があります。その際、利用者は自己の責任と判断において利用するものとします。
5. お知らせ機能による通知について、通信障害その他の理由による未着・延着が発生した場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
6. お知らせ機能による情報については、その真正性や同一性を当行が保証するものではありません。また、情報の利用にあたっては、利用者の判断において利用するものとし、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。

《関連サービス編》

第 23 条 関連サービス

関連サービスとは、当行が提供するデジタルサービス等へのリンク機能をいいます。

以上